（様式１別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び本別町から求められた場合には、それに応じます。

２　移住支援金の申請日から５年以内に、申請時から住所又は、就業先を変更した場合は、速やかに本別町へ報告します。

３　以下の場合には、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に本別町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に本別町以外の市区町村に転出した場合：半額